

医療法人 遠山病院
面会規定

第1章 総則

第1条 (目的)

本規定は、医療法人遠山病院および介護医療院（以下「当院」という）における入院患者および入所者（以下「患者等」という）の療養環境を確保しつつ、患者等と家族等の交流を適切に保障することを目的とする。

あわせて、面会制限の適正化に関する国の通知を踏まえ、面会運用の統一と職員の判断基準の明確化を図る。

さらに、患者本人の意思を尊重し、患者等の生活の質（QOL）および社会的交流を支援することを目的とする。

第2条 (適用範囲)

本規定は、当院に入院または入所する患者等およびその家族等、ならびに当院職員に適用する。

第3条 (基本方針)

1. 感染対策等の正当な理由なく、家族等による面会を妨げてはならない。
2. 面会の可否については、患者本人の意思および利益を尊重する。
3. 面会制限は必要最小限とし、理由・期間・対象を明確にする。
4. 規定は定期的に見直し、必要に応じて改訂する。
5. 規定内容は患者等および家族等に周知し、病棟等の見やすい場所に掲示する。
6. 必要に応じて、院長、看護部長、感染対策委員会の判断により面会運用を変更できる。

第4条 (用語の定義)

1. 「家族等」とは、患者等が面会を希望する家族・親族・キーパーソンをいう。
2. 「特別面会」とは、終末期、急変時、認知機能低下等により家族交流が療養上重要と認められる場合など、特別な配慮が必要とされる面会をいう。
3. 「面会制限」とは、感染対策や患者等の病状等により、面会を制限または禁止する措置をいう。
4. 「オンライン面会」とは、ICT機器を用いて遠隔で実施する面会をいう。
5. 感染状況に応じたマスク着用および面会運用は、当院が定める「感染状況レベル(0～3)」に基づき実施する。

第2章 面会の基本運用

第5条（面会時間）

1. 面会時間は 13時30分～19時00分とする。
2. 病棟の状況により、師長の判断で調整することができる。
3. 必要に応じて、面会人数および滞在時間を調整できる。

第6条（面会対象者）

1. 家族・親族・キーパーソンを原則とする。
2. 小学生以下の面会は原則として控えていただく。ただし、終末期等の特別な事情がある場合は主治医または病棟責任者が判断する。

第7条（面会時の禁止事項）

以下の行為は禁止する。

1. 病室内での飲食
2. 大声での会話や他の患者の迷惑となる行為
3. 無断での病室移動や他患者病室への立ち入り
4. 他患者等の無断撮影・録音および SNS 投稿
5. 医療機器への接触・操作
6. 職員の指示に従わない行為
7. 暴言、威圧的言動、迷惑行為等、患者・家族・職員の安全を損なう行為
8. 個人情報保護およびプライバシー保護に反する行為

第3章 面会時の手順

第8条（受付での対応）

1. 面会者は受付にて面会簿へ記入する。
2. 面会簿は個人情報として適切に管理する。
3. 発熱・咳・咽頭痛等の症状がある場合は面会を認めない。
4. 手指消毒およびマスク着用を案内する。

第9条（病棟での対応）

1. 面会者へ病室案内および注意事項を説明する。
2. 必要に応じて滞在時間の管理を行う。
3. 面会終了後、退出を確認する。
4. 必要に応じてオンライン面会を案内することができる。

第4章 マスク着用および感染状況レベル運用

第10条（マスク着用の取扱い）

1. 面会者のマスク着用は、当院が定める感染状況レベル（0～3）に基づき運用する。

2. レベル0では着用は任意とし、症状がある場合は着用を推奨する。
3. レベル1では来院者・面会者に着用を推奨する。
4. レベル2では来院者・面会者に着用を求める。
5. レベル3では全来院者に着用を求め、面会は制限または禁止する。
6. レベルの決定および変更は院内感染対策委員会が行う。

第5章 面会制限

第11条（面会制限の判断基準）

以下のいずれかに該当する場合、面会を制限することができる。

1. 院内における感染症の発生
(例：新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、感染性胃腸炎 等)
2. 地域の感染症流行
3. 患者の病状悪化
4. 医療行為の妨げとなる場合
5. 多床室における感染リスクの増大
6. 暴言・威圧的言動・迷惑行為等があり、職員または他患者の安全確保が必要な場合
7. 個人情報保護およびプライバシー保護に反する行為が認められる場合
8. その他、医師または看護師が安全上必要と判断した場合

第12条（制限の原則）

1. 面会制限は必要最小限とする。
2. 制限を行う場合は、理由・期間・対象を明確にし、患者および家族へ説明する。
3. 面会制限の決定は感染対策委員会が行う。
4. 面会制限の具体的運用は別紙「感染状況レベル運用基準」による。

第6章 特別面会

第13条（特別面会の対象）

1. 終末期
2. 急変時
3. 医師が特別な配慮を必要と認めた場合
4. 長期入院で家族との交流が治療上有益と判断される場合
5. 認知機能低下等により家族交流が療養上重要と判断される場合

第14条（特別面会の運用）

1. 面会時間・人数の制限を緩和することができる。
2. 必要に応じて個室対応を検討する。
3. 対応内容は記録に残す。

4. 必要に応じてオンライン面会を実施できる。
5. 終末期においては、患者および家族の心理的支援を重視し、可能な限り柔軟に対応する。

第7章 規定の見直しおよび周知

第15条（見直し）

1. 本規定は年1回を基本として見直す。
2. 感染状況や運用上の課題に応じて随時改訂する。

第16条（周知）

1. 規定は病棟等の見やすい場所に掲示する。
2. 入院時オリエンテーションにて説明する。
3. 改訂時は速やかに職員へ周知する。

第8章 附則

第17条（施行日）

本規定は2026年6月1日より施行する。

別紙 感染状況レベル分類表

本表は、医療法人遠山病院の外来、病棟、介護医療院等における運用の目安として使用する。地域流行状況、院内発生状況、患者の重症化リスクを総合的に判断、院内感染対策委員会または ICT チームにて協議し病院長が適用レベルを最終決定する。毎週 曜日更新とする。

（県定点 当たり の 報告数）	発動の目安	患者・面会者・来院者	職員・PPE 運用
レベル0 通常 (0~1)	地域流行が低位。院内感染事例なし。	来院者、面会者のマスク着用は任意。ただし、発熱・咳・咽頭痛など呼吸器症状がある場合はマスク着用を推奨する。面会は通常運用。	患者対応時は基本マスク着用。高齢者・基礎疾患患者・介護医療院利用者に接する職員は常時マスク着用を基本とする。処置別 PPE 基準を優先。
レベル1 注意 (1~5)	岩手県内で呼吸器感染症が増加傾向。院内持込リスク上昇。	外来受診者、面会者、委託業者は院内入館時のマスク着用を推奨。症状がある場合は着用を求める。	勤務中マスク着用を基本とし、受付、外来、病棟、検査、リハビリ等の患者接触部門は常時マスク着用。
レベル2 警戒 (5~10)	地域流行が明確、または院内で複数の有症状者が発生。病棟・介護医療院で拡大懸念あり。	患者・面会者・委託業者を含め、院内共用部でマスク着用を求める。面会人数や時間は制限する。	全勤務中常時マスク着用。発熱患者対応、吸引、咳誘発処置などはサージカルマスク強化または N95 等を適用する。
レベル3 緊急 (10~)	院内クラスター発生、面会制限が必要。または新興感染症等により病院機能維持へ影響が生じる場合。	全来院者にマスク着用を求める。面会は制限または禁止。着用困難者には動線分離、換気、距離確保等に対応する。	全職員の常時マスク着用を徹底。ゾーニング、PPE 強化、必要時 N95 マスク等を適用し、部署単位で追加対策を行う。

※着用するマスクは原則、不織布サージカルマスクを使用する。

※感染拡大等の必要時は臨時協議のうえ当日中にレベル変更を病院長が最終決定する。変更時は、院内掲示、職員 LINE WORKS、面会案内に同一内容で周知する。

※本分類は院内標準予防策を置き換えるものではなく、標準予防策、換気、手指衛生、体調不良者の早期把握と併せて運用する。